**○農林水産省告示第七百八十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町田引字小谷三八四、三八五、三八六の九、三九九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小谷三八四・三九九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百八十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂本字松尾一〇四四の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松尾一〇四四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百八十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町甲佐平字亀甲山二一一四の四、二一三一の一、二一三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字亀甲山二一一四の四・二一三一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百八十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡小海町大字千代里字梨子木沢二五四の四八、二五四の一七四、長野市鬼無里字長畑一二三三、一二四〇のイ、一二四〇のロ、字家萱場一二四〇のハ、字ハラハラ一二四〇のル、字クラショキコバ一二四〇のヲ、字彦市墓一二四〇のワ、字バチハ一二四〇のカ、字西明川一二四〇のタ、字臥蓬窪一二四〇のヨ、字大手一三〇五、一三〇六、字大なで山神一三二四二の一、字本鍋屋敷一三二四三の一、字桜小場一三二四五の一、字袖市一八〇四、字蟻ケ嶺一八〇五のイ、一八〇五の一、字栗の尾一八〇六の一から一八〇六の三まで、字青木一八〇七のイ、字山ノ神一八〇七の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに長野市役所及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡松川町生田一二四一の一、一二四二の一、一二五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

生田一二四二の一、一二五一の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡池田町大字会染一六一〇の二、一六五三の一（次の図に示す部分に限る。）、一六五四の一、上水内郡小川村大字小根山字日影山七三二五、七三二六、七三二九、字摺古七四三三、七四三四、七四四〇、字中尾下七四七〇の二、七四七一、七四七二、七四七六、七四八〇の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第四十二号**

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年三月二十三日

経済産業大臣　枝野　幸男